農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

御坊市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 湯川町地域

(1) 現況

本地域は、北に中山間農地、南に市街地周辺農地、西に平場農地があり、北の山間部では、水稲・果樹、南及び西の平場農地では水稲・野菜等による経営が行われている。北部では平場地域と比べて生産条件の格差があることから、これを補正する取組を行うとともに、南西部においては都市計画用途地域との整合を図りつつ、農地及び農道・水路等施設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、北部地域では、法第3条第3項第2号、同項第1号に掲げる事業を推進し、南西部においては、同項第1号、同項第3号に掲げる事業を推進することにより、適正な保全管理に努め、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 藤田町地域

(1) 現況

本地域は、北に中山間農地、南に平場農地があり、北の山間部では、果樹・野菜、南の平場農地では水稲・野菜等による経営が行われている。北部では平場地域と比べて生産条件の格差があることから、これを補正する取組を促進するとともに、南部においては農地及び農道・水路等施設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、北部地域では、法第3条第3項第2号、同項第1号に掲げる事業を推進し、南部においては、同項第1号、同項第3号に掲げる事業を推進することにより、適正な保全管理に努め、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 野口·熊野·岩内地域

(1) 現況

本地域は、北に平場農地、南に中山間農地があり、北の平場農地では、以前からの各種事業により圃場・農道等が整備され団地性が高いため、平場農地では水稲・野菜と施設栽培による野菜・花き等の栽培が行われている。南の山間部では、水稲・果樹等による経営が行われている。南部では平場地域と比べて生産条件の格差が

あることから、これを補正する取組を促進するとともに、北部においては農地及び 農道・水路等施設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、北部地域では、法第3条第3項第1号、同項第3号に掲げる事業を推進し、南部においては、同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、適正な保全管理に努め、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 塩屋町地域

(1) 現況

本地域は、王子川水系に属する水田地域での水稲・野菜、中山間地域における果樹栽培が行われている。中山間農地では平場地域と比べて生産条件の格差があることから、これを補正する取組を行うとともに、水田地域においては、農地及び農道・水路等施設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、中山間地域では、法第3条第3項第2号、同項第1号に掲げる事業を推進し、水田地域においては、同項第1号、同項第3号に掲げる事業を推進することにより、適正な保全管理に努め、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 明神川地域

(1) 現況

本地域は、東西に長い山間地であり、水稲・野菜等の栽培が行われている。 以前から農地及び農道・水路等施設が整備されてきており、農地及び農道・水路等 施設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号、同項第3号に掲げる事業を推進することにより、適正な保全管理に努め、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 名田町地域

(1) 現況

本地域は、以前からの圃場整備により農地及び農道・水路等の整備が進んでおり、施設による花き・野菜栽培が行われ、スターチス・かすみ草においては有数の生産地となっている。よって農地及び農道・水路等施設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、中山間地域では、法第3条第3項第2号、同項第1号に掲げる事業を推進し、水田地域においては、同項第1号、同項第3号に掲げる事業を推進することにより、適正な保全管理に努め、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1)	湯川町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲 げる事業及び同項第3号に掲げる事業
2	藤田町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲 げる事業及び同項第3号に掲げる事業
3	野口・熊野・岩内地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲 げる事業及び同項第3号に掲げる事業
4	塩屋町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲 げる事業及び同項第3号に掲げる事業
5	明神川地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号 に掲げる事業
6	名田町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲 げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号(多面的機能支払)事業

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、県、市、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。

以上を踏まえ、御坊市も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やか

な支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

また、本市では平場において適切に維持管理が行われていても、何らかの要因で除外されている白地農地が存在するが、これらは隣接した青地農地や、町内の農用地区域と同様に耕作等が行われている。このことから、白地であっても適切な維持管理により多面的機能の保全を図る区域においては、白地農地も対象とする。

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定の基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。交付金の対象となる農用地は、田と畑とする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

半島振興法(市内全域)、特定農山村法(一部指定)

イ 対象農用地

勾配が田1/20以上、畑15度以上である急傾斜農用地とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 対象者

対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等とする。